

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第22号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(住居手当の支給) 第5条 <省略> 2 <省略> 3 条例第13条第1項第2号の市長が定める職員は、次条第8項に該当する職員で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務公所の移転（職員以外の地方公務員、国家公務員又は次条第1項に規定する者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住宅であった住宅（市が設置する公舎及び前項に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。 4から12まで <省略>	(住居手当の支給) 第5条 <省略> 2 <省略> 3 条例第13条第1項第2号の市長が定める職員は、次条第8項に該当する職員で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務公所の移転（職員以外の地方公務員、国家公務員又は次条第1項に規定する者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住宅であった住宅（市が設置する公舎及び前項に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。 4から12まで <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。